

ID: 956

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	要支援認定の取消し		
法令名 根拠条項	介護保険法 第34条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第34条第1項の規定による。 (要支援認定の取消し) 第34条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第32条第6項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。 (1) 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。 (2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第32条第2項の規定により準用される第27条第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は次項において準用する第32条第2項の規定により準用される第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 11 日